

2020年3月28日

東京高齢期運動連絡会
会長 杉山 文一

高年齢者雇用安定法見直しを含む雇用保険法等 一部改正法案の性急な採決に反対する緊急要請

多くの高齢者が年金だけでは暮らすことができず、65歳を越えても働かなければならない状況に置かれています。

法案は、65歳を越えた高齢者に70歳までの雇用・就労の機会を与えることを事業者の努力義務としています。しかし、その内容には、労働契約でない業務委託や有償ボランティアとして労働関係の法律の保護を受けない形で高齢者を働かせることを可能とする仕組みが組み込まれています。

高齢者には病気をかかえる人も多く、身体も若い人のように丈夫ではありません。私たちは、高齢者が無理をして働かなくてもいいように、生活できる最低保障年金制度を創設すべきだと考えています。まして、労働基準法や労働安全衛生法や労働災害補償法などの保護を外して高齢者を働かせることには絶対反対です。

このような制度が高齢者に適用されることは、現在でも非正規労働が増え続ける全世代の労働者に、さらに労働契約から業務委託など労働法制に守られない形での働き方への切り替えがひろがる呼び水となる恐れもあります。

- 1 高年齢者雇用安定法見直しを含む雇用保険法等一部改正法案の性急な採決はやめ、法案ごとに切り分けて慎重に審議して下さい。
- 1 法案から、業務委託や有償ボランティアなど、高齢者を労働関係の法律に保護されないかたちで働かせることを可能とする内容を削除して下さい。

東京高齢期運動連絡会

Email : tokyo.koureiki@gmail.com

住所 : 豊島区南大塚3-43-13 スミヨシビル3F

電話 : 03-5956-8781

FAX : 03-5956-8782